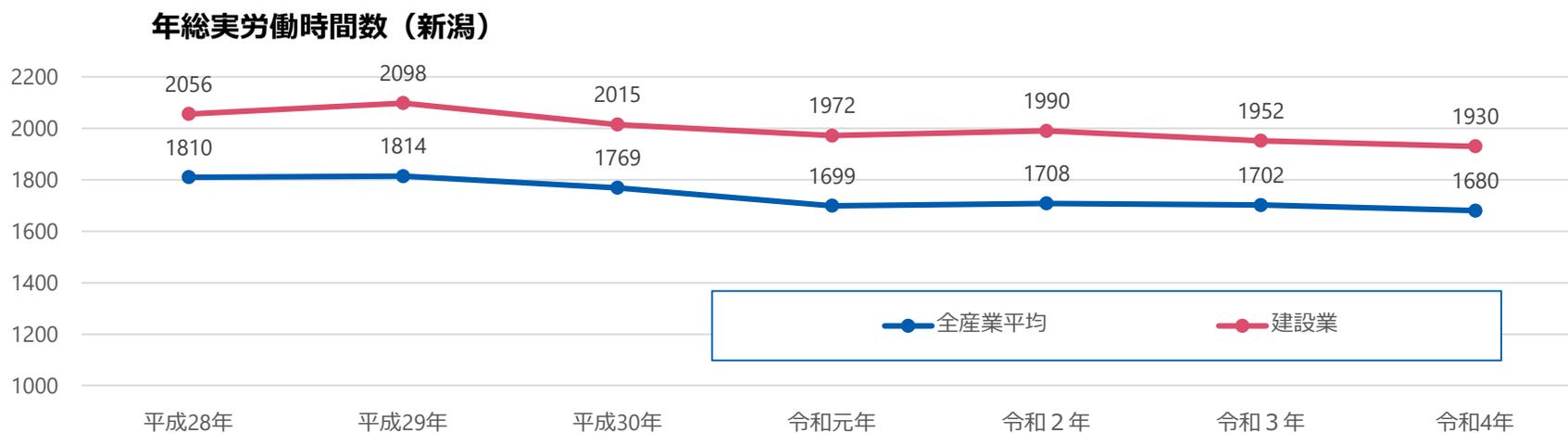
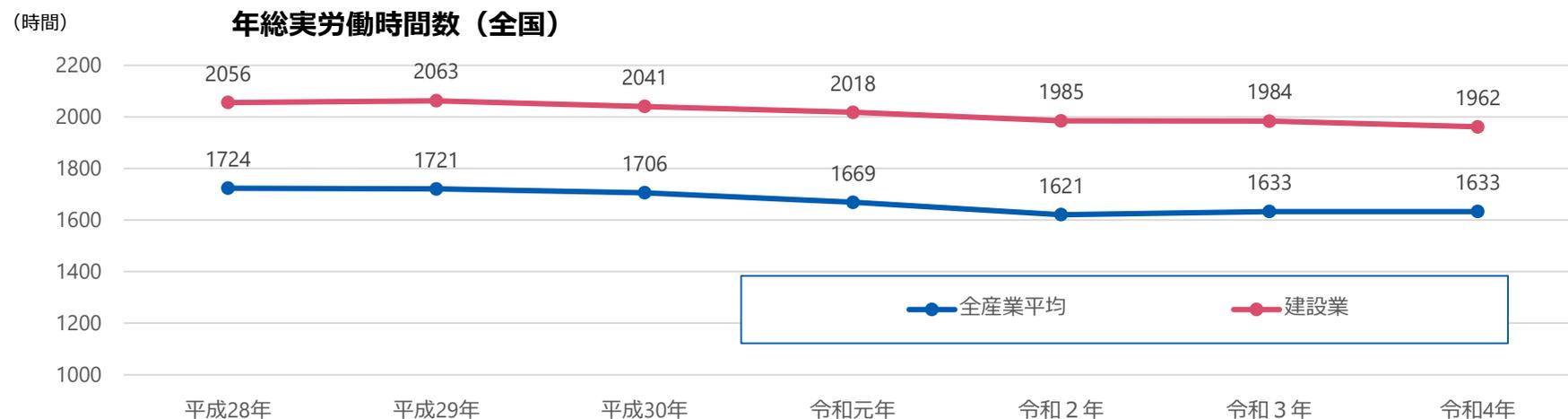


賃金引上げに係る支援策と 下請取引適正化に係る対応等について

- 1 下請取引適正化及び賃金引上げに係る対応
- 2 賃金引上げに係る支援策及び取組事例
 - ・ 業務改善助成金
 - ・ 働き方改革推進支援助成金適用猶予業種等対応コース
 - ・ キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース
- 3 人材確保の取組事例（建設業）

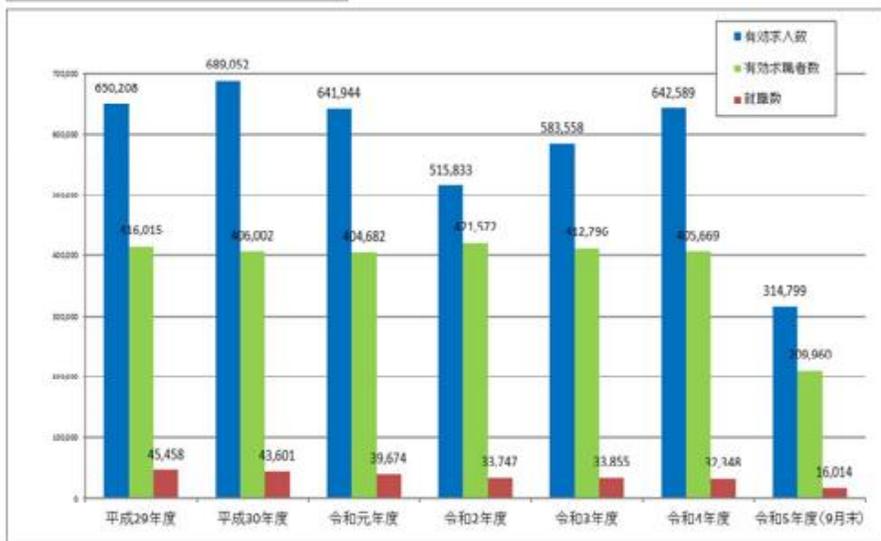
年総実労働時間数の推移（全国・新潟県）

- 建設業の年間総実労働時間は、減少傾向にあるものの、全産業平均に比べ長い。

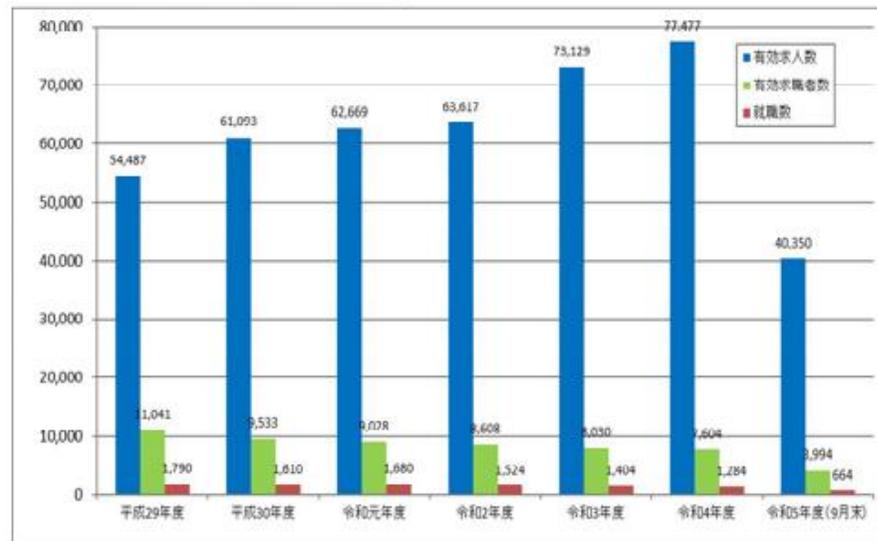


建設業における雇用情勢

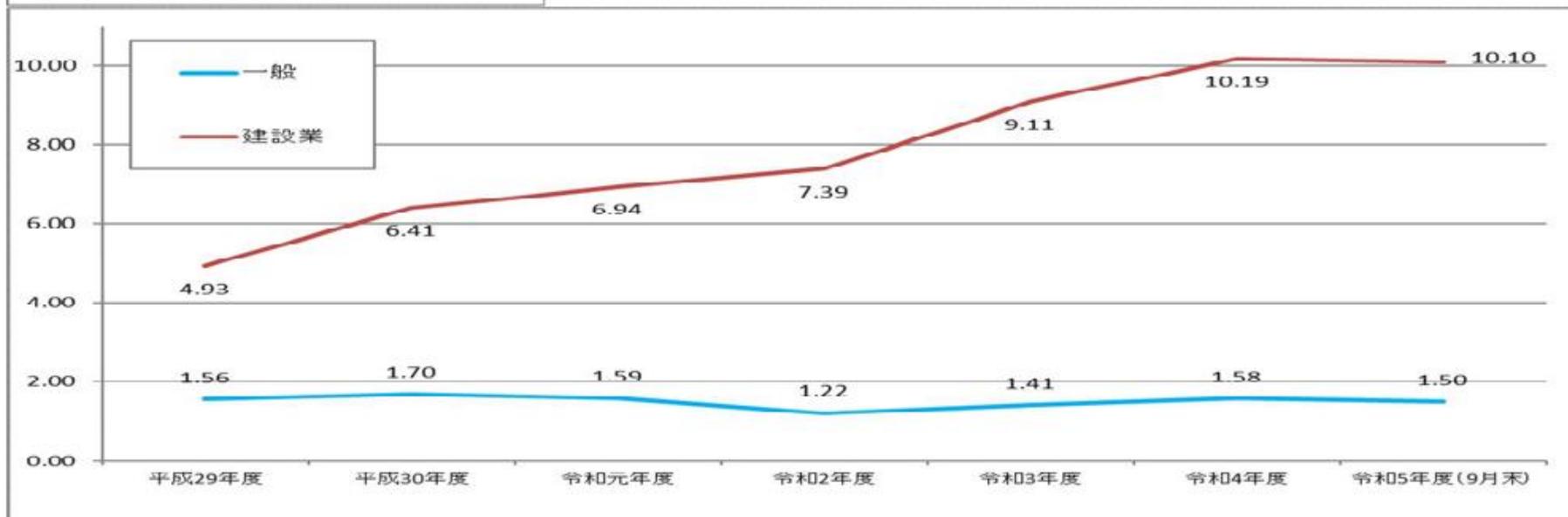
新潟県の有効求人・有効求職・就職数



新潟県の建設分野有効求人・求職者・就職数

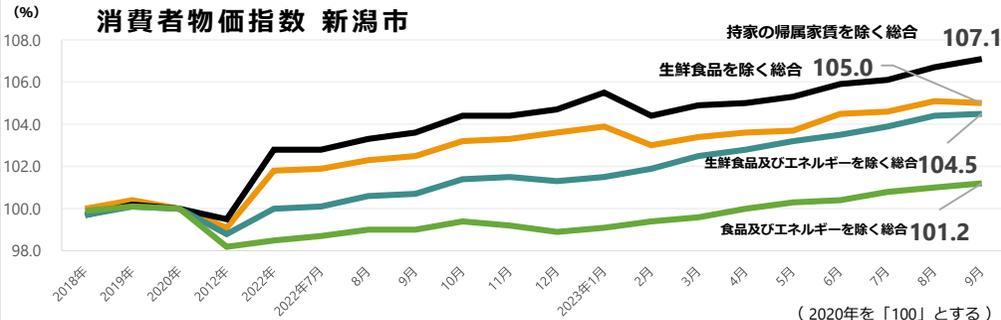
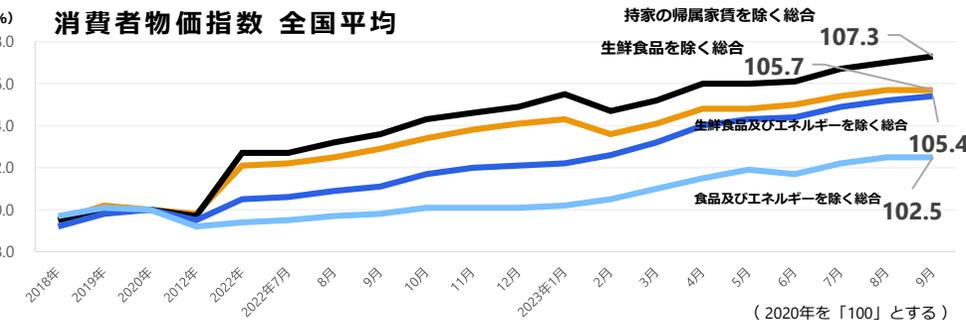
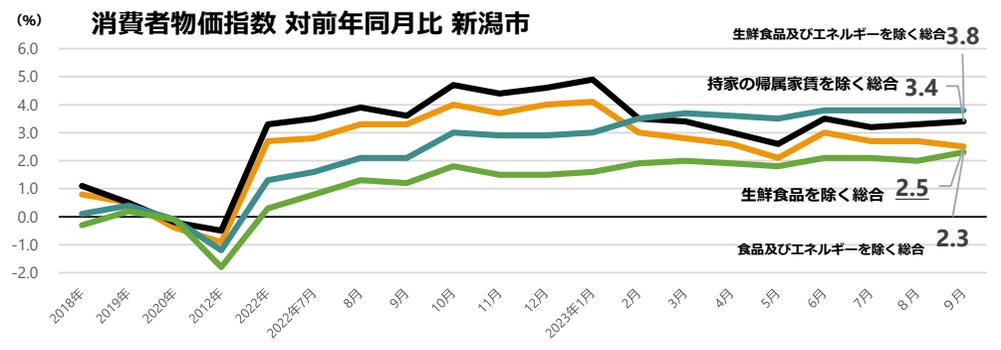
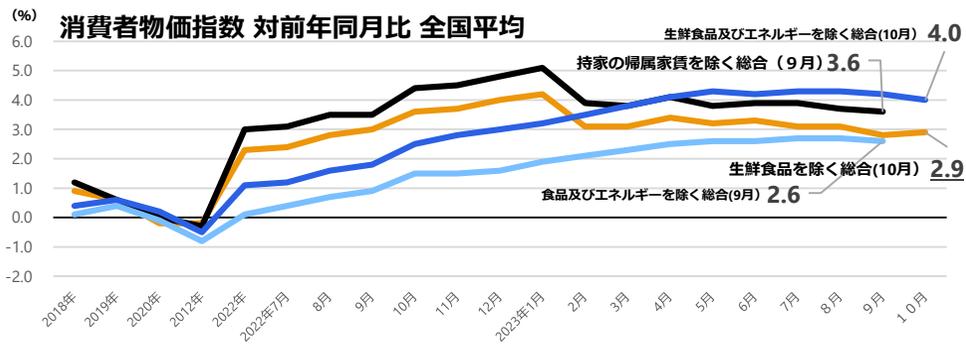
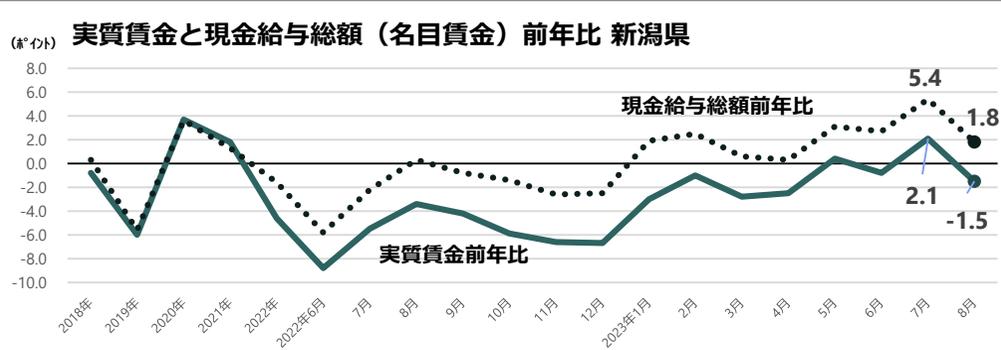
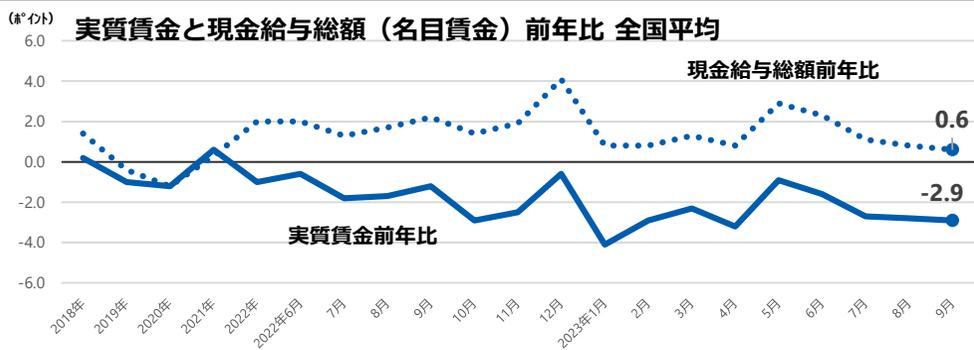


新潟県の有効求人倍率



消費者物価指数と実質賃金等の推移【全国、新潟県】

- 実質賃金の推移（全国）はマイナスが継続、新潟県は令和5年5月・7月はプラスになったが、8月にはマイナスに転じた。（※令和5年9月（全国）においては、物価変動を加味した実質賃金は前年同月比で2.9%減で、18か月連続のマイナス。）



資料出所：毎月労働統計調査（厚生労働省）従業員5人以上の事業所
注：実質賃金は、名目賃金指数を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出している。

資料出所：毎月労働統計調査地方調査結果（新潟県）事業所規模5人以上 調査産業計
注：実質賃金指数 = 名目賃金指数 ÷ 消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合、令和2年基準、新潟市分）×100

下請取引適正化に向けた労働行政の取組

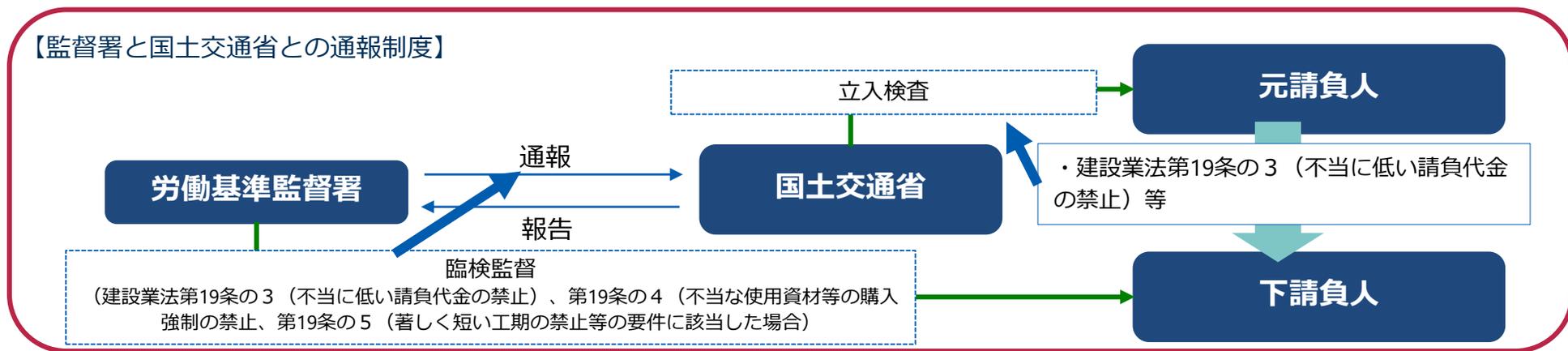
取引環境の改善（下請け取引の適正化の促進等）

- ・ 監督指導時における通報対象確認シートの配付による賃金引上げの阻害要因として、「下請代金の支払遅延」等の有無の確認を実施

通報対象確認シートの配付状況

| | |
|--------------|------|
| 令和4年度 | 130件 |
| 令和5年度（9月末時点） | 178件 |

【監督署と国土交通省との通報制度】



<労働基準監督署では、元請負人による建設業法違反等の相談に対応し、国土交通省への取次ぎも行っています。>



- 労働基準監督署から国土交通省への取次ぎは、下請負人名を匿名とすることも可能です。
- 国土交通省が元請負人に調査を行う場合、ご相談があったことは明かしません。
- 下請取引に限らず、発注者から直接請け負う元請負人である場合もご相談いただけます。

新潟県内の労働基準監督署

- ・新潟 (025-288-3571)
- ・長岡 (0258-33-8711)
- ・上越 (025-524-2111)
- ・三条 (0256-32-1150)
- ・新発田 (0254-27-6680)
- ・新津 (0250-22-4161)
- ・小出 (025-792-0241)
- ・十日町 (025-752-2079)
- ・佐渡 (0259-23-4500)

賃金引上げに向けた労働行政の取組

賃金引上げに向けた労働行政の取組

(1) 監督指導時における賃金引上げに向けた働きかけ（要請書の交付）

令和4年度 1,656件
令和5年度（9月末時点） 931件

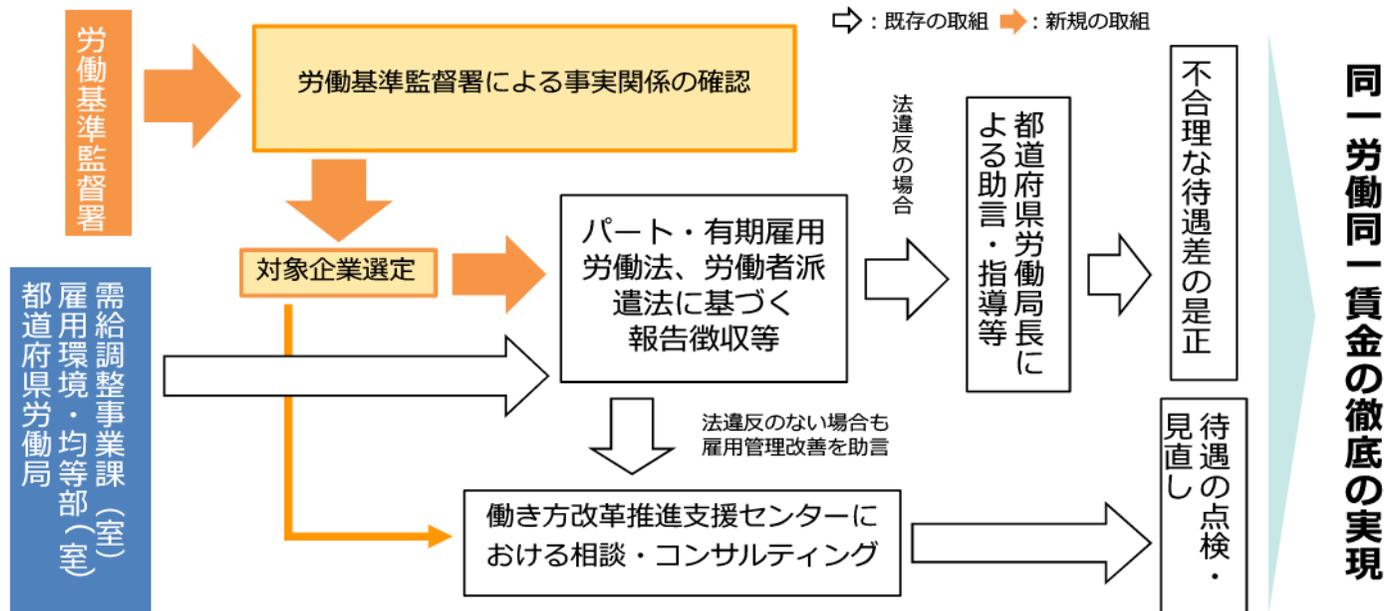
(2) 同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた取組支援

・パートタイム・有期雇用労働法関係

監督署による事実確認件数 543件 報告徴収を実施した件数 95件

・労働者派遣法関係

監督署による事実確認件数 124件
調査対象企業として選定した件数 42件（調査実施件数 39件） ※ 令和4年12月1日～令和5年9月30日 時点

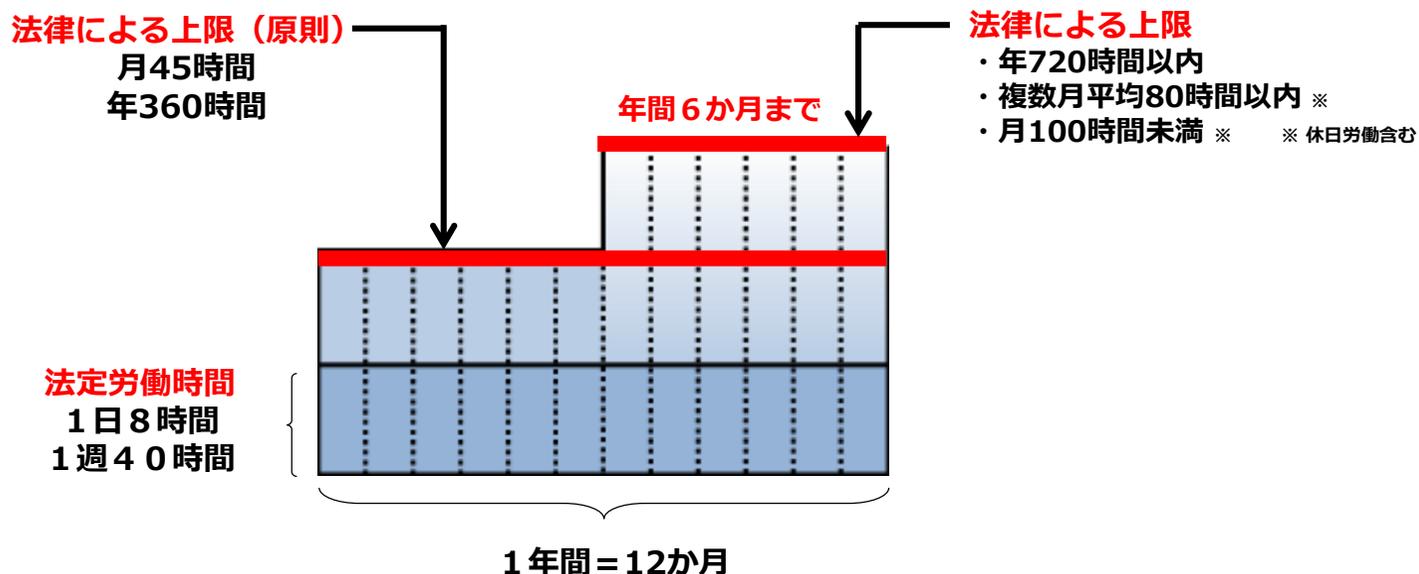


(参考) 時間外労働の上限規制の概要 (一般の建設の事業)

法改正後 (令和6年4月1日以降)

- 時間外労働の上限は、**原則として月45時間・年360時間**となる。
- 臨時的な特別の事情があり労使が合意する場合 (特別条項) でも、以下の規制がかかる。
 - 時間外労働が**年720時間以内**
 - 時間外労働が**月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度**
 - 時間外労働と休日労働の合計が**月100時間未満**
時間外労働と休日労働の合計について、**2～6か月平均**がいずれも1月あたり**80時間以内**

時間外労働の上限規制のイメージ



(参考) 時間外労働の上限規制の概要 (災害時における復旧及び復興の事業)

- 建設事業のうち、災害時における復旧及び復興の事業に限り、令和6年4月1日以降も**一部の規定は適用されない。**

×適用されない規定

- 時間外労働と休日労働の合計が**月100時間未満**

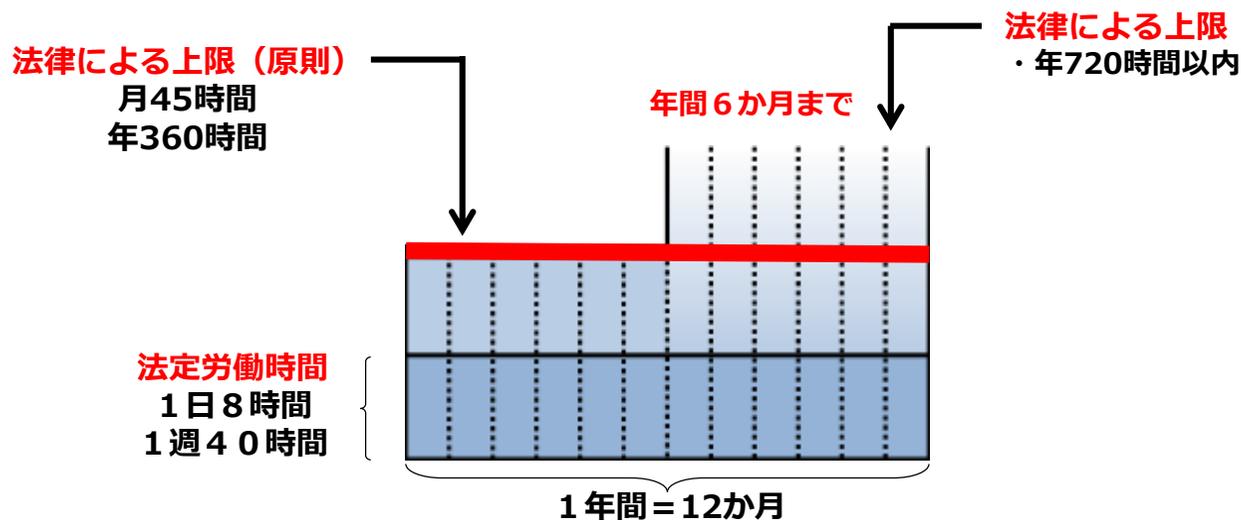
時間外労働と休日労働の合計について、**2～6か月平均**がいずれも1月あたり**80時間以内**

○適用される規定

- 時間外労働が**年720時間以内**

- 時間外労働が**月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度**

時間外労働の上限規制のイメージ



- 1 下請取引適正化及び賃金引上げに係る対応
- 2 賃金引上げに係る支援策及び取組事例
 - ・ 業務改善助成金
 - ・ 働き方改革推進支援助成金適用猶予業種等対応コース
 - ・ キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース
- 3 人材確保の取組事例（建設業）

業務改善助成金の制度①

事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する。



【対象事業場】

- ・事業場内最低賃金（時間額に換算）と地域別最低賃金の差額が**50円以内**
- ・事業場ごとに申請

【助成率】

| 900円未満 | 900円以上950円未満 | 950円以上 |
|--------|--------------|----------|
| 9/10 | 4/5(9/10) | 3/4(4/5) |

※（）内は生産性要件を満たした事業者の場合

【助成上限額】

| 引上げ労働者数 | 30円コース | 45円コース | 60円コース | 90円コース |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1人 | 30万円（60万円） | 45万円（80万円） | 60万円（110万円） | 90万円（170万円） |
| 2～3人 | 50万円（90万円） | 70万円（110万円） | 90万円（160万円） | 150万円（240万円） |
| 4～6人 | 70万円（100万円） | 100万円（140万円） | 150万円（190万円） | 270万円（290万円） |
| 7人以上 | 100万円（120万円） | 150万円（160万円） | 230万円 | 450万円 |
| 10人以上※ | 120万円（130万円） | 180万円 | 300万円 | 600万円 |

※（）書きの上限額は、事業場規模30人未満の事業者が対象。

※ 引上げ労働者数10人以上の助成上限額区分は、生産量要件（生産量等の直近3か月間の月平均値が前年、前々年、3年前と比較して15%減）、物価高騰要件（申請前3か月間のうち任意の1か月の売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月と比較して3%ポイント減）又は事業場内最賃950円未満の場合のみ対象。

【助成金額の計算方法】

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

【申請期限】 令和6年1月31日

（事業完了期限：令和6年2月28日）

※予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

【助成対象の特例的な拡充】

売上高等が15%以上減少した事業者や原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が3%ポイント以上低下した事業者に限り、以下の経費も助成。

- ・乗車定員7人以上又は200万円以下の乗用自動車及び貨物自動車等
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入
- ・生産性向上に資する設備投資等に「関連する費用」（広告宣伝費、机・椅子の増設等）

50人未満の事業場の場合、業務改善助成金の申請はまだ間に合います！

業務改善助成金は原則、賃金引上げ、設備投資等を行う前に申請する必要があります。

事業場規模50人未満であれば令和5年4月1日～12月31日の期間に事業場内最低賃金を引き上げてこれから申請することができます。（設備投資等を行う前に申請してください）

(例) 事業場規模50人未満の中小企業・小規模事業者（新潟県内）

事業場内最低賃金：令和5年9月30日まで時間額890円、同年10月1日から時間額931円

賃金締切日：20日 賃金支払日：末日

11月28日に業務改善助成金制度を知り、今後の生産性向上のための設備投資等に業務改善助成金を利用したい。
新潟県最低賃金発効日（令和5年10月1日）より前の9月21日に遡り890円から920円に賃金を引上げ、その差額を支払った。



30円コースの申請が可能

※令和5年9月21日時点で事業場内最低賃金920円とするので、他に920円未満の労働者がいる場合は、920円まで賃金引上げる必要があります。（退職した労働者含む）

※令和5年10月1日以降に賃金を上げた場合は、時間額931円以上の事業場内最低賃金から30円以上賃金を引き上げる必要があります。



※令和6年2月28日までに設備投資等事業を完了する必要があります。

対象となる設備投資等とは？

- **業務改善助成金**の支給対象となる「生産性向上等に資する設備投資等」については、“**生産性の向上、労働能率の増進に資するもの**”という要件があり、これを満たす必要がある。
- 制度の運用においては、生産性向上等の要件該当性の判断について、“**設備機器やコンサルティングの導入等や教育訓練により、何らかの生産性向上等が認められる場合**”は、支給対象となるものとして整理。

・ 機器・設備の導入

乗用自動車、貨物自動車は原則対象外。特殊用途自動車は対象となります。

特例事業者のうち一定の要件に該当する場合のみ、定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車対象となります。

・ 経営コンサルティング

金融機関が行う経営相談又は国家資格（中小企業診断士、社会保険労務士、ファイナンシャル・プランニング技能士（1級又は2級に限る）等）を有し常態として経営コンサルティングを業とする者が行うコンサルティングに限ります。

人員削減や労働条件の引き下げを内容とするものは助成対象外です。

・ その他

倉庫の改装工事等により動線を改善し作業時間を短縮する。

職場環境改善のためのエアコン設置、法で義務付けられている設備の設置などは助成対象外です。



業務改善助成金の活用事例①

①建設業・労働者10人未満

冬場、資材置き場の除雪を行う必要がある。

労働者が手作業で除雪を行うため、大雪になると除雪に複数人で半日以上かかることもあった。

業務改善助成金を利用し、**資材置き場に消雪パイプを設置**

※除雪機の導入も可能

除雪にかかっていた時間を本来の業務に充てることができ、現場にスムーズに入ることができた。業務の改善につながり、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた。

②建設業・労働者50人未満

建築、建設現場で測定作業は欠かせない。測定作業ができる労働者が限られており、測定には最低2名以上の人員が必要となる。

業務改善助成金を利用し、**測量機器を導入**

高機能の測量機器を導入することにより、作業時間の短縮、高精度な測定の実現、最低2人以上必要な人員が1人で対応できることにより、業務の改善につながり、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた。

業務改善助成金の活用事例②

③建設業・労働者30人未満

見積り等を紙面で行っており、記入や集計に時間がかかる

業務改善助成金を利用し、**積算システム**を導入した。

積算システム導入により、デスクワーク時間が短縮され、その分、加工、現場の増員が可能となった。業務の改善につながり、事業場内最低賃金を45円以上引き上げた。



- ・助成の対象となる「特殊用途自動車」とは、「車種を表す数字」が8で始まるもの及びこれに準ずるもの（福祉車両等）を指します。フォークリフト、ユニック車などは助成対象となります。
車両本体費用のほか、検査登録（届出）手続代行費、車庫証明手続きの代行費、納車費用は助成対象です。
- ・古い特殊用途自動車の買い替えは助成対象外です。
（「生産性の向上、労働能率の増進に資する」に該当しないため）
性能のいい種類に買い替える結果、生産性の向上、労働能率の増進に資することが認められる場合は助成の対象となります。
- ・事務所、倉庫等の無駄な動きを削減し又は解消するためのレイアウト変更も助成対象となります。

業務改善助成金のお問い合わせ先

・厚生労働省HP

申請書と事業実績報告書・支給申請書を簡単に作成することができる**申請書等簡易作成ツール**を掲載しました。

・業務改善助成金コールセンター

TEL 0120-366-440

(平日8:30~17:15)

・新潟働き方改革推進支援センターでは 事業場に訪問してのご相談にも応じます。

TEL 0120-009-229

(平日9:00~17:00)

niigata-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp

・新潟労働局雇用環境・均等室

TEL 025-288-3528

15roudou@mhlw.go.jp (問い合わせのみ)

〒950-8625

新潟市中央区美咲町1-2-1

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

Google カスタム検索

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 事業主の方へ > 事業主への支援・助成金等一覧 > 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業 > 業務改善助成金

雇用・労働 業務改善助成金

- お知らせ
- 業務改善助成金について
- 事業場内最低賃金とは
- 地域別最低賃金とは
- 生産性要件
- 特例事業者
- 業務改善助成金の手続き(フロー図)
- 交付決定を受けた後の注意事項
- 交付要綱・各種様式
- 申請のお役立ちツール
- 業務改善助成金特例コースの交付決定を受けた皆様へ
- お問い合わせ先・申請先

お知らせ

- 令和5年9月11日 申請書と事業実績報告書・支給申請書を簡単に作成することができる**申請書等簡易作成ツール**を掲載しました。

令和5年度 新潟労働局委託事業
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

労働時間等の労務管理、人材確保、生産性の向上…
「今やるべきこと」専門家にご相談ください!

事業主、
労務・人事
ご担当の方へ

事業の課題やお悩み解決策が
見つかります!

| | | |
|---|---|--|
| 法令 同一労働同一賃金など、 法令にきちんと 対応できているか心配 | 助成金 助成金活用で 効果的に業務改善に 取り組みたい | 労務 就業規則や 36協定等の作成を 支援してほしい |
|---|---|--|

上記のような課題や要望に、以下の方法で対応します!

| | | |
|--|--|---|
| 電話・メール・来所相談 気になることや不安なこと等、 気軽に相談いただけます。 ご希望の方法をお選びください。 | 専門家による訪問支援 より具体的な支援が必要な 場合には、専門家が無料での訪問、 費社の事業に合わせた、 費用対効果の高いサポートを実施します! | セミナー・出張相談会支援 セミナーや出張での相談会に 参加していただくことで、 課題や相談事項として支援します。 |
|--|--|---|

お問い合わせ先
TEL: 0120-009-229 (受付時間: 平日9:00~17:00)
HP: https://hatarakikata.kaku.mhlw.go.jp/consultation/niigata/

※ご利用にはGビズIDプライムが必要です

 このサイトは日本政府公式Webサイトです ▼

jGrants

[補助金を探す](#) [申請の流れ](#) [よくあるご質問](#) [API](#)

[ログイン](#)

【厚生労働省】令和5年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

概要

補助金のキャッチコピー

補助金のサマリー

■目的・概要

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

■注意事項

○「交付要綱」欄に掲載されている交付要綱・交付要領を熟読のうえ、申請してください。

○交付申請の際に書類の添付漏れや記載ミス等が多く見受けられます。申請ボタンをクリックする前に今一度ご確認くださいませと幸いです。

○また、交付申請後に書類の修正や添付漏れがわかった場合は、「交付申請の取下げ」や「再度別の申請」を行うのではなく、申請を行った都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に連絡いただけますと幸いです。

○申請フォームに必要事項を記入したうえで、作成した交付申請書・添付書類を申請フォームの「申請書類」欄にアップロードしてください。交付申請書類は、「申請様式」欄に掲載されている様式を用いて作成してください。

○電子申請の受付・通知は厚生労働本省が行いますが、申請の審査や助成金の支払いは事業場所在地を管轄する都道府県労働局で実施します。申請書類等について都道府県労働局から問い合わせがある場合がございますので、ご了承ください。

○現在、仕入控除税額報告や財産処分簿の一部の手続きは電子申請ができません。これらの手続きは、都道

[一覧に戻る](#)

[ログインして申請する](#)

質問と要望受け付けています

FAQチャット



働き方改革推進支援助成金（適用猶予業種等対応コース（建設業））①

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

申請期限が延長になりました！（令和5年12月28日まで）
成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を
3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うと助成上限額が高くなります。

※就業規則の作成・変更が必要です。引き上げ後の賃金を1月以上支払うことが必要です。

※業務改善助成金と異なり、遡っての賃上げは認められません。同一の設備投資等について業務改善助成金との併給はできません。



対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第139条第1項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 下記「成果目標」②を選択する場合交付申請時点の所定休日が4週当たり4日から7日であること。

助成対象となる取組～いずれか1つ以上を実施～

- | | |
|-----------------------|--|
| ① 労務管理担当者に対する研修(※1) | ⑥ 労務管理用ソフトウェア。労務管理用機器、デジタル式運航記録計の導入・更新(※2) |
| ② 労働者に対する研修(※1)、周知・啓発 | ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※2) |
| ③ 外部専門家によるコンサルティング | |
| ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更 | (※1) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。 |
| ⑤ 人材確保に向けた取組 | (※2) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。 |

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、12月28日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

働き方改革推進支援助成金（適用猶予業種等対応コース（建設業））②

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施してください。

- ① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減**させること。
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
- ② 全ての対象事業場において、4週における**所定休日を1日から4日以上増加**させること。

助成額

「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。【助成額最大830万円】

| | |
|-----|---|
| 助成額 | 以下のいずれか低い額 |
| | I 以下1～2の上限額及び3の加算額の合計額 II 対象経費の合計額×補助率3/4(※3) (※3) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5 |

【Iの上限額】

1. 成果目標①の上限額

| 事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数 | 事業実施前の設定時間数 | |
|--------------------------------------|---|---|
| | 現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場 | 現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場 |
| 時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定 | 250万円 | 200万円 |
| 時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定 | 150万円 | — |

2. 成果目標②の上限額：

1日増加ごとに25万円(※4)（最大100万円）

(※4) 年間における所定休日数を定めている場合は、以下の計算式により、4週間当たりの所定休日を算出します。

$$(\text{年間所定休日数}) \div (365 \text{日} \div 7) \times 4$$

3. 賃金引き上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が**30人を超える**場合)

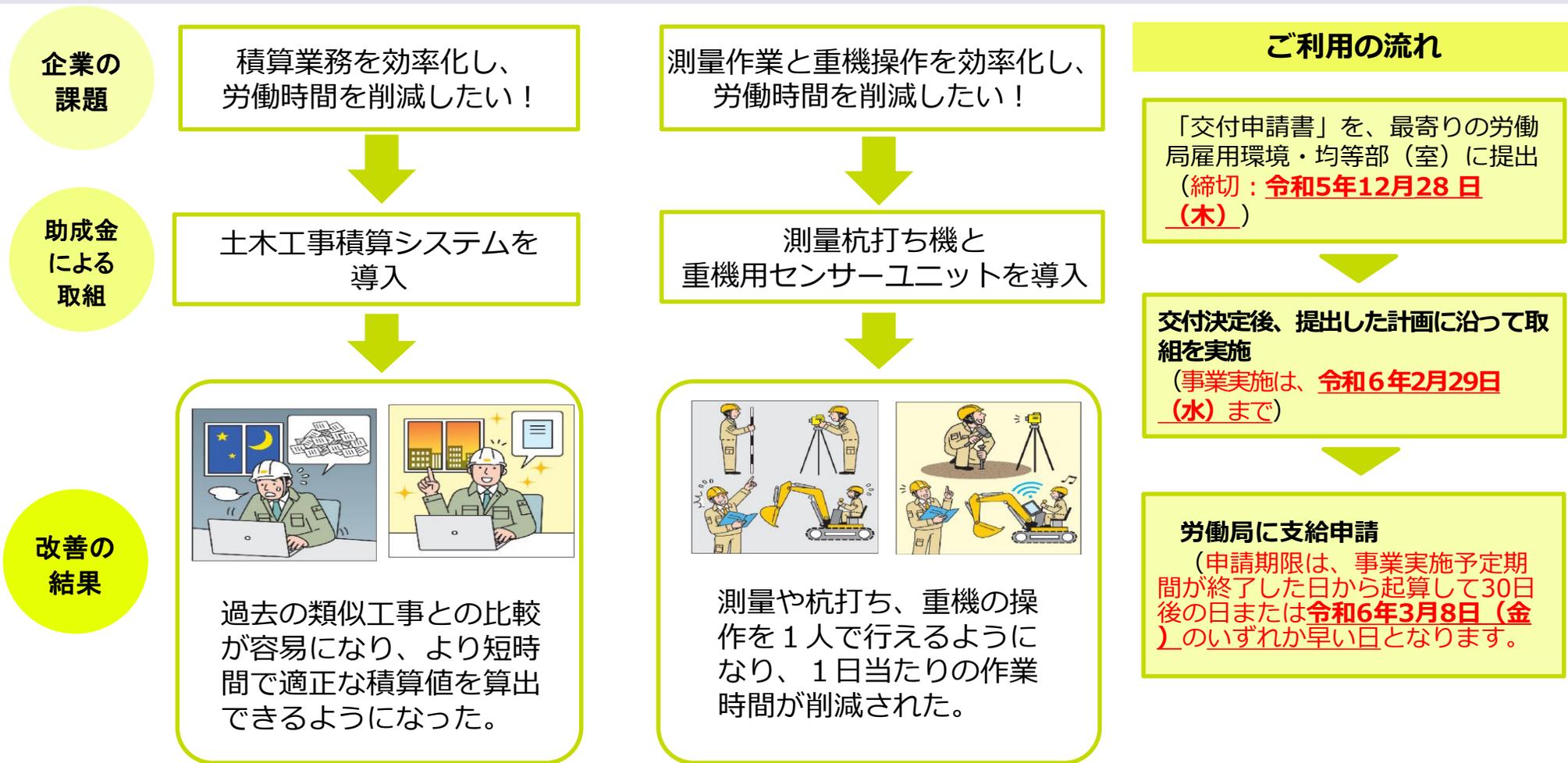
| 引き上げ人数 | 1～3人 | 4～6人 | 7～10人 | 11人～30人 |
|----------|------|------|-------|-------------------|
| 3%以上引き上げ | 15万円 | 30万円 | 50万円 | 1人当たり5万円(上限150万円) |
| 5%以上引き上げ | 24万円 | 48万円 | 80万円 | 1人当たり8万円(上限240万円) |

※常時使用する労働者数が**30人以下の場合**は、

上記表の**2倍の金額が加算額**となります。

働き方改革推進支援助成金（適用猶予業種等対応コース（建設業））③

課題別にみる助成金の活用事例



設備投資等を行う前に申請する必要があります。

ご不明な点やご質問がございましたら、新潟労働局雇用環境・均等室（025-288-3528）にお尋ねください。

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

【 各コース概要 】

正社員化 コース

有期雇用労働者等を正社員化した事業主に対して助成

障害者正社員化 コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成

賃金規定等改定 コース

有期雇用労働者等の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給させた事業主に対して助成

賃金規定等共通化 コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した事業主に対して助成

賞与・退職金制度導入 コース

有期雇用労働者等に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立てを実施した事業主に対して助成

社会保険適用時 処遇改善コース

短時間労働者を、労働者の収入を増加させる取組を実施したうえで新たに社会保険に適用させた事業主に対して助成（令和5年10月創設）

| 令和4年度 申請実績 | 比率 % |
|---------------|---------|
| 1,069件 | 91% |
| 10件 | 1% |
| 23件 | 2% |
| 0件 | |
| 15件 | 1% |
| — | — |

「賃金規定等改定コース」とは？

有期雇用労働者等※1の基本給を定める賃金規定等※2を**3%以上増額改定**し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。

支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。 ※1 事業所申請上限100人/年度

| 企業規模 \ 賃金引上げ率 | 3%以上5%未満 | 5%以上 |
|---------------|----------|----------|
| 中小企業 | 5万円 | 6万5,000円 |
| 大企業 | 3万3,000円 | 4万3,000円 |

加算額 1事業所当たり加算額は以下のとおりです。 ※1 事業所1回のみ

| | 職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合 |
|------|-----------------------------|
| 中小企業 | 20万円 |
| 大企業 | 15万円 |

職務評価とは・・・人事評価とは異なります
職務の大きさ（職務内容・責任の程度）を相対的に比較し、その職務に従事する労働者の待遇が職務の大きさに応じたものとなっているかの現状を把握することをいいます。なお、職務評価は、個々の労働者の仕事への取り組み方や能力を評価（人事評価・能力評価）するものとは異なります。
(パンフレットP.37ご参照)

※1 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。

※2 賃金規定の他、「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなします。

具体的な活用事例

助成額① 中小企業の非正規雇用労働者全員（20人）の基本給を**3%以上**引き上げた場合

< 本体助成 >

$$20人 \times 50,000円 = 1,000,000円$$

助成額② 中小企業の非正規雇用労働者のうち、A部門で働く※1パートタイマー20人の基本給を**3%以上**、10人を**5%以上**引き上げた場合

< 本体助成 >

$$20人 \times 50,000円 = 1,000,000円$$

$$10人 \times 65,000円 = 650,000円$$

合計 1,650,000円

助成額③ 大企業の非正規雇用労働者のうち、A部門で働く※1パートタイマー20人の基本給を職務評価の手法を活用し**5%以上**引き上げた場合

< 本体助成 >

$$20人 \times 43,000円 = 860,000円$$

< 職務評価加算額 >

$$150,000円$$

合計 1,010,000円

※1 一部の非正規雇用労働者の賃金を増額する場合には、その区分が雇用形態別または職種別、その他合理的な理由（部門別等）に基づき区分されている場合に限り、対象労働者と認めます。 対象者は雇用保険に加入している非正規労働者等です。

受給条件 以下の要件全てに当てはまる必要があります。

1 キャリアアップ計画の作成・提出

賃金規定等を増額改定する前日までに「**キャリアアップ計画※1**」を作成し、最寄りの労働局へ提出していること。

- ⇒ 新潟県は、原則として**管轄ハローワーク**へ提出
ただし、**ハローワーク新潟管轄の事業所**のみ新潟の**助成金センター**へ提出

2 賃金規定等の適用

有期雇用労働者等の基本給を**賃金規定等**に定めていること。

- ⇒ **増額改定前の賃金規定等**は**3か月以上運用**されているもので**労働基準監督署届出**が確認できるものに限る（増額改定時に新たに作成する場合は賃金実態により判断）

3 賃金アップ（2の改定）

2の賃金規定等を**3%以上増額改定**し、改定後の規定に基づき**6か月分の賃金を支給**していること。

- ⇒ **増額改定後の賃金規定等**は**6か月分の賃金算定期間に適用**されているもので**労働基準監督署届出**が確認できるものに限る

※1 労働者のキャリアアップに向けた取組を計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画のことです。

賃金規定等とは？

以下のように、就業規則や労働協約において賃金額の定めがあるものです。※1

| | |
|--------------|---|
| 就業規則 | 例：第〇条（賃金） 契約社員およびパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める・・・ |
| 賃金規定 | 例：第〇条（賃金） 賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。 第〇条（基本給） 基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力および経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする |
| 賃金一覧表 | 例：【等級別】 1級：〇〇〇円、2級：〇〇〇円、3級：〇〇〇円 【個人別】 〇〇さん：〇〇〇円、××さん：××円、△△さん：△△円（匿名でも可） |

注) 就業規則以外の賃金規定に定める場合は「給与については賃金規定に定める・・・」、賃金テーブル・賃金一覧表に定める場合は「基本給については別表：賃金テーブル・賃金一覧表に定める・・・」などの紐づけが必要です。

※1 賃金規定等は、改定ではなく、新たに作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金実態からみて3%以上増額していることが確認できれば助成対象になります。

増額改定から申請までの流れ（賃金一覧表を新たに作成した場合）

有期雇用労働者等の基本給を時給、日給または月給に換算



金額の順に一覧表を作成



すべて※1の等級の金額を3%以上増額し、6か月分の賃金を支給した日の翌日から2か月間、支給申請ができます。

<賃金一覧表（時給換算の場合）>

| 等級 | 改定前時給 | 改定後時給 |
|-----|--------|---------------|
| 1 | 950円 | 980円 |
| 2 | 970円 | 1,000円 |
| ... | ... | ... |
| 10 | 1,200円 | 1,240円 |



3%以上UP!

例) 申請期間（賃金締切日が月末で翌月15日払いの事業所の場合）

賃金増額前の賃金一覧表を作成（3か月以上運用）



4月1日 賃金増額改定（すべての等級を3%以上増額）



6か月分の賃金算定期間



9月30日 6か月目の賃金×日 ⇒ 10月15日賃金支払日



10月16日から12月15日が申請期間

※1 既存の賃金規定等を改定する場合、**対象労働者が位置づけられていない等級も、原則としてすべて増額**している必要があります。

一部の有期雇用労働者等を対象とする場合

原則、すべての有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定することが必要ですが、以下の場合に限り対象者と認めます。

1. 雇用形態別 (正社員・パート・アルバイト 等)
2. 職種別 (営業職・総務職・現場作業職 等)
3. その他合理的な理由
 - ・部門別 (A支店やB工場 等)

・最低賃金を下回る者

令和3年度までは認められていませんでしたが、令和4年度から認められることになりました。但し、各都道府県の最低賃金の公示日以降、発効日の前日までに賃金規定等の増額改定を行う必要があります。例年発効日は10月1日となっていますので、前日の9月30日までに改定を行えば、最低賃金の増額分を組み入れることが可能です。発効日後は含めることはできません。

| | | |
|------|---------------|-------------------------|
| (参考) | 直近3年の新潟県の最低賃金 | R03.10.1～ ¥859 (3.3%UP) |
| | | R04.10.1～ ¥890 (3.6%UP) |
| | | R05.10.1～ ¥931 (4.6%UP) |

“3%以上増加している！”

【認められないケース】

- ・評価が良かった者だけ・・・(評価の結果であっても3%以上増額が必要)
- ・A支店の総務部門・・・といった二重の括り

各種お問い合わせ先について

キャリアアップ助成金の活用については、
お近くのハローワーク又は助成金センターへ

| | 所在地 | 電話番号 |
|-----------|---------------------------------|--------------|
| 助成金センター | 新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル 1F | 025(278)7181 |
| ハローワーク新潟 | 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館 1,2階 | 025(280)8609 |
| ハローワーク長岡 | 長岡市千歳1-3-88 長岡地方合同庁舎内 | 0258(32)1181 |
| ハローワーク上越 | 上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎内 | 025(523)6121 |
| ハローワーク三条 | 三条市北入蔵1-3-10 | 0256(38)5431 |
| ハローワーク柏崎 | 柏崎市田中26-23 柏崎地方合同庁舎内 | 0257(23)2140 |
| ハローワーク新発田 | 新発田市日渡96 新発田地方合同庁舎内 | 0254(27)6677 |
| ハローワーク新津 | 新潟市秋葉区新津本町4-18-8 新津労働総合庁舎内 | 0250(22)2233 |
| ハローワーク十日町 | 十日町市下川原町43 | 025(757)2407 |
| ハローワーク糸魚川 | 糸魚川市横町5-9-50 | 025(552)0333 |
| ハローワーク巻 | 新潟市西蒲区巻甲4087 | 0256(72)3155 |
| ハローワーク南魚沼 | 南魚沼市八幡20-1 | 025(772)3157 |
| ハローワーク佐渡 | 佐渡市両津夷269-8 | 0259(27)2248 |
| ハローワーク村上 | 村上市緑町1-6-8 | 0254(53)4141 |

詳細は「キャリアアップ助成金のご案内」パンフレットをご参照ください。

(参考) 人材開発支援助成金①

事業主の皆さま

人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)のご案内

人材開発支援助成金の制度概要

▶詳細はP4へ

事業主等が雇用する労働者に対して、事前に作成した計画に沿って職務に関連した訓練を実施する場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。助成金が支給されるまでの主な流れは以下のとおりです。



人への投資促進コース

▶詳細はP2～3へ

企業における労働者の人材育成を強力に支援するため、国民の皆さまからのご提案をもとに、令和4～8年度の期間限定助成として「人への投資促進コース」による助成を行っています。「人への投資促進コース」には、以下の5つのメニューがあります。

定額制訓練

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練の実施

**高度デジタル人材訓練
/ 成長分野等人材訓練**

高度デジタル人材等の育成のための訓練の実施

情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練の実施

自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担

長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度等を導入

各訓練メニューの助成率と助成額

定額制訓練 定額受け放題

従業員の方がサブスクリプション型の研修サービスを利用した場合に助成します。

| 対象の訓練 | 経費助成率 | | 賃金助成額 | |
|-------------------|--------|-----|-------|-----|
| | 中小企業 | 大企業 | 中小企業 | 大企業 |
| サブスクリプション型の研修サービス | 60% | 45% | - | |
| | (+15%) | | | |

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練 資格取得費用も対象

DX推進や成長分野などでのインバースョンを推進する高度人材を育成する場合に助成します。

| 対象の訓練 | 経費助成率 | | 賃金助成額 | |
|-----------------------------|-------|-----|------------------|------|
| | 中小企業 | 大企業 | 中小企業 | 大企業 |
| ITSS (ITスキル標準) レベル4・3となる訓練等 | 75% | 60% | 960円 | 480円 |
| 海外も含む大学院での訓練 | 75% | | 国内大学院の場合 960円 | |

自発的職業能力開発訓練 自発的な学びを支援

| 対象の訓練 | 経費助成率 | 賃金助成額 |
|-------------------------|--------|-------|
| 労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練 | 45% | - |
| | (+15%) | |

情報技術分野認定実習併用職業訓練 資格取得費用も対象

| 対象の訓練 | 経費助成率 | | 賃金助成額 | |
|---|----------|-----|---------|---------|
| | 中小企業 | 大企業 | 中小企業 | 大企業 |
| IT分野未経験者（正規雇用労働者）の即戦力化のための訓練（OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練） | 60% | 45% | 760円 | 380円 |
| | (+15%) | | (+200円) | (+100円) |
| | OJT実施助成額 | | 中小企業 | 大企業 |
| | (+5万円) | | 20万円 | 11万円 |
| | | | (+3万円) | |

長期教育訓練休暇等制度 導入済み企業も対象

教育訓練休暇や教育訓練短時間勤務制度を導入し、労働者の自発的な職業能力開発を促進した場合に助成します。賃金助成に人数制限はありません。

| 対象の訓練 | 経費助成額 | 賃金助成額 |
|-------------------------|--------|---------------------------------|
| 長期教育訓練休暇制度（30日以上連続休暇取得） | 20万円 | 1人1日当たり 6,000円 (※有給休暇の場合) |
| | (+4万円) | (+1,200円) |
| 所定労働時間の短縮と所定外労働時間の免除制度 | 20万円 | - |
| | (+4万円) | |

・（ ）内の助成率（額）は、賃金要件・資格等手当て要件を満たした場合の率（額）です。
・賃金助成額は、1人1時間当たりの額です。OJT実施助成額は、1人1訓練当たりの額（定額）です。

(参考) 人材開発支援助成金②

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の活用例

定額制訓練

社内の生産工程のDX化を一層推進するため、令和4年10月～令和6年9月の2年間で集中的に人材育成を行うという経営・人事戦略を立てた。この戦略に基づき、社員の職種や階層ごとに身につけてほしいITスキルを、社員本人のレベルも加味しながら、体系立った育成を行うため、社内研修として、定額受け放題のeラーニングを導入した。導入により、多様な学習スタイルや研修時間の効率化を実現し、効果的に社員のスキルアップを行うことができた。

年間利用料：200万円 経費助成：60（45）% ⇒ 120（90）万円の助成 ※括弧書きは大企業の場合

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

システム開発や運用保守を行うことができる人材を育成するため、社員に情報処理安全確保支援士（ITSSレベル4）や応用情報技術者（ITSSレベル3）の講座を受講させ、資格試験費用も助成対象になるため自社で負担した。その後、無事試験に合格し、技術・管理の両面から有効な対策を助言・提案して経営層を支援するセキュリティコンサルタントやシステム開発部門のリーダーとして活躍している。

自社専用の学習カリキュラムの開発を地元の大学に委託して訓練を実施。業務効率化に向けて社内のデジタル化を図るため、自社で培ったノウハウを基に、本当に必要なデジタル技術を社内に実装したいと考えた。そのためには、自社のサービスやシステムを熟知している自社の社員をリスキリングする必要があった。オーダーメイド型訓練の開発・設定費用も助成対象になるため、この制度を活用して実施した。現在、事業部門内にて、業務改善システムの開発に取り組んでいる。（※高度デジタル人材訓練限定）

自発的職業能力開発訓練

社員が自ら業務を見直し、デジタル関係のスキルを身につけたいと考えたが、費用がネックになっていたという相談があった。会社としては、社員が自発的に資格取得することの後押しをすることにより、社内の生産性の向上が期待できると考え、自発的な職務に関する学び・学び直しに対して、費用の一部を負担した。

限度額など

● 1事業所1年度あたり

| 人への投資促進コース (成長分野等人材訓練除く) | 成長分野等人材訓練 |
|-----------------------------|-----------|
| 2,500万円 | 1,000万円 |
| ※うち自発的職業能力開発訓練は300万円まで | |

● 受講者1人あたり

| 訓練メニュー | 経費助成 | | | | 資金助成 | 受講回数 (1年度あたり) |
|----------------------|-------------|---------|-------|-------|--|------------------|
| | ※実訓練時間数に応じて | | 大学 | 大学院 | | |
| | 中小企業 | 大企業 | 中小企業 | 大企業 | | |
| 定額制訓練 | - | - | - | - | - | - |
| 高度デジタル人材訓練 | 30～50万円 | 20～30万円 | 150万円 | 100万円 | 原則1,200時間 大学院、大学、 専門実践教育訓練は 1,600時間 | 3回まで |
| 成長分野等人材訓練 | - | - | - | - | 国内150万円 <海外500万円> | |
| 自発的職業能力開発訓練 | 7～20万円 | - | 60万円 | - | 国内60万円 <海外200万円> | 3回まで |
| 情報技術分野認定実習 併用職業訓練 | 15～50万円 | 10～30万円 | - | - | 1,200時間 | 1回まで |
| 長期教育訓練休暇等制度 | - | - | - | - | 最大150日 ※有給の長期休暇のみ | - |

※「定額制訓練」は、受講者1人当たりの経費助成の限度額の設定なし。
 ※実訓練時間数が100時間未満/100～200時間未満/200時間以上によって変動。
 ※「長期教育訓練休暇等制度」は、経費助成を1事業主1回まで（定額）。資金助成の人数は制限なし。

助成金受給までの流れと申請に必要な書類

Step0

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・周知

Step1

計画提出

- 事業内職業能力開発計画に基づき、**職業訓練実施計画を作成する**
- 作成した計画を**訓練開始日の1か月前まで**（※）に管轄労働局に提出する
 ※ 定額制訓練の場合は、原則、定額制サービスの契約期間の初日から起算して1か月前まで

主な提出書類

| | |
|-------|--|
| 所定の様式 | <ul style="list-style-type: none"> ● 職業訓練実施計画届 ● 訓練別の対象者一覧 |
| 添付書類 | <ul style="list-style-type: none"> ● 訓練内容を確認できるカリキュラム ● 訓練期間中の労働条件がわかるもの（雇用契約書の写しなど） |

Step2

訓練実施

- 「職業訓練実施計画」に基づき訓練を実施する

Step3

支給申請

- 訓練終了日の翌日から**2か月以内に**、必要書類を管轄労働局に提出する
- 支給申請までに、訓練にかかった経費全額を支払う

主な提出書類

| | |
|-------|---|
| 所定の様式 | <ul style="list-style-type: none"> ● 法令違反等がないか確認する書類 ● 支給申請書 ● 助成額を算定した書類 ● OFF-JT実施状況報告書 |
| 添付書類 | <ul style="list-style-type: none"> ● 出勤簿、タイムカード、賃金台帳の写しなど ● 事業主が訓練費用を負担したことを確認できる振込通知書など ● 訓練に使用した教材の目次等の写し ● 受講を修了したことを証明する書類（修了証など） |

※ **長期教育訓練休暇等制度** は、申請手続きや提出書類が一部異なりますのでご注意ください。

申請手続き等に関する問い合わせ先

■ 各都道府県労働局の助成金申請窓口

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiwawase.html>



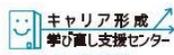
■ (URL) 人材開発支援助成金

手続きに必要な書類は、以下のリンク先から各コースの最新版パンフレットをご確認ください。申請書類の様式も以下のリンク先に掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



(参考) 人材開発支援助成金③



事業主の皆さまへ

新しい事業展開やデジタル化・グリーン化に伴う
人材育成に取り組むなら

人材開発支援助成金

事業展開等リスクリング支援コース

がオススメです!

電子契約システムを導入して、社内のペーパーレス化を進めたい

日本料理店から、フランス料理店を新たに開業したい

風力発電機や太陽光パネルを導入していきたい

新しい事業展開のために社員研修を導入しよう

でも研修にかかる経費とか研修期間中の給料の支払いがあるから負担になるなあ...

そこで! 最大75%経費助成

人材開発支援助成金の事業展開等リスクリング支援コースを使えば研修経費や賃金の一部が助成されますよ!

新規事業の立ち上げ

新商品の開発

再生可能エネルギーの活用

再生可能エネルギーの活用

アプリ開発でサービスを革新

業務効率のためにデジタル化

研修費用の負担軽減で助かります!

人材開発支援助成金... 人材開発支援助成金とは、雇用する労働者に対して研修を実施した場合に、訓練期間中の賃金や訓練経費の一部を助成する制度です。主に、労働者の専門的な知識・技能の習得を目的とした訓練が対象となります。

事業主の皆さま こんなお悩みはありませんか?

- 新事業展開に伴い、社員研修が必要だが、費用が高く負担になりそう...
- いままでとまったく異なる業種にチャレンジしたいが、これも事業展開の対象になるの?
- 業務のデジタル化やグリーン化に向けて必要な専門知識の訓練を受けさせたいが、これも助成の対象になるの?



「事業展開等リスクリング支援コース」について詳しくはこちら 裏面へ

※令和5年度キャリア形成・学び直し支援センター事業は株式会社/パナが厚生労働省より委託されています。

「事業展開等リスクリング支援コース」助成対象の一例がこちら

「事業展開」の例

- 医療系システムの開発を行っていた事業主が、「農業支援システム」の開発を行うため、エンジニアを農業システム関係の学校に通わせる
- 飲食店事業を行っているが、テイクアウト及びお弁当の製造販売を新たに開始するため、予約システムの構築やアプリ開発を行うための講座をスタッフに受講させる
- カーナビ画面のフィルム製造をしている企業が、新しくゲーム機専用のフィルムを開発するため、専門的な講師を招いて開発ノウハウを習得させる

「デジタル・DX」の例

- 建設現場において、3次元設計などのICT技術の習得させるための講座を現場スタッフに受講させる
- 営業部門において、ITツールを活用したWEB集客のノウハウの習得させるための講座を社員に受講させる

「グリーン・カーボンニュートラル化」の例

- CO₂削減のために、農業散布に使うトラクターの代わりにドローンを導入し、スタッフをドローンスクールに通わせる
- 風力発電機や太陽光パネルなど、環境に配慮した電力供給システムを構築するため、従業員にエンジニア育成講座を受講させる

支給対象訓練

- 助成対象とならない時間を除いた訓練時間が10時間以上であること
- OFF-JT(企業の事業活動と区別して行われる訓練)であること
- 職務に関連した訓練であって以下のいずれかに該当する訓練であること

- 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練
- 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

※本コースでは、申請書類などの内容を記載した「事業展開等リスクリング支援コース」(様式第2号)を訓練実施計画書と併せて提出する必要がありますので、取り分け内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備をお願いします。
※「就業規則」は、訓練開始日から起算して、3年以内に実施する予定のものまたは6か月以内に実施したものである必要があります。

助成率・助成額

| ① 助成率・助成限度額 | | | | | ② 受講者1人あたりの経費助成限度額 | | | | | |
|-------------|--------------|------|------------------|-----|--------------------|--------------|--------|------|------|------|
| 経費助成率 | 賃金助成額(1人1時間) | | 1事業所1年度あたりの助成限度額 | | 10h以上100h未満 | 100h以上200h未満 | 200h以上 | | 中小企業 | 大企業 |
| 75% | 60% | 960円 | 480円 | 1億円 | 30万円 | 20万円 | 40万円 | 25万円 | 50万円 | 30万円 |

本助成金では、助成金を活用する上で、支給対象事業主の要件などを設定しています。また、本助成金を活用して人材育成を行う場合は、訓練開始日から起算して1か月前までに、事業所所在地を管轄する都道府県労働局に計画書を提出する必要がありますので、ご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局の助成金申請窓口にお問い合わせください。

人材開発支援助成金のメリット

メリット1

従業員の生産性が向上する

人材開発支援助成金の支給対象となる訓練では、従業員一人ひとりが知識・技術の面で専門的なスキルを身に付けることが可能です。これにより、従業員が仕事を覚え、今までよりも効率的に働くことがとなり、結果として生産性の向上が期待できます。

メリット2

少ない負担で研修や訓練を実施できる

多くの従業員に対して仕事を覚えてもらうための研修や訓練を行うと相当な規模となり、企業の負担は大きくなります。人材開発支援助成金を活用することで、それらの経費や、研修や訓練に参加した従業員の賃金の一部が助成され、大幅なコストカットにつながります。

メリット3

従業員と企業の底上げにつながる

人材開発支援助成金を利用して訓練をすることで、従業員のモチベーション向上が図られるため、キャリアアップなどの機会が生まれやすくなります。非正規雇用の従業員を正規雇用へ変更するためのコースもあり、一人ひとりの成長が結果として企業全体の底上げとなります。



お問合せ



■各都道府県労働局の助成金申請窓口 <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiwawase.html>



(参考) 最低賃金・賃金引上げに向けた支援策①



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金 業務改善助成金 検索

問い合わせ先: 業務改善助成金コールセンター 電話: 0120-366-440 (平日 8:30~17:15)
又は都道府県労働局雇用環境・均等部 (室)

事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング)を行う中小企業・小規模事業者は、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



② キャリアアップ助成金 キャリアアップ助成金 検索

問い合わせ先: 都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際にも活用することができます。



③ 中小企業向け賃上げ促進税制 賃上げ促進税制 検索

問い合わせ先: 中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額)から控除できる制度です。



④ 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金) 働き方改革推進支援資金 検索

問い合わせ先: 日本政策金融公庫 電話: 0120-154-505

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置 先端設備等導入計画 検索

問い合わせ先: <先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
<税制について> 中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口
電話: 03-6281-9821(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)

<制度について> 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) 電話: 03-3501-1816

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。



⑥ 中小企業等経営強化法(経営力向上計画) 経営力向上計画 検索

問い合わせ先: 経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課
電話: 03-3501-1957(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。



⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例(経営強化税制) 経営強化税制 検索

問い合わせ先: 中小企業税制サポートセンター
電話: 03-6281-9821 (平日 9:30~12:00、13:00~17:00)

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。



⑧ 事業再構築補助金 事業再構築補助金 検索

問い合わせ先: 事業再構築補助金事務局コールセンター
受付時間: 9:00~18:00 (日祝日を除く)
電話番号: <ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。



⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 ものづくり補助金 検索

問い合わせ先: ものづくり補助金事務局サポートセンター
電話: 050-8880-4053 (平日 10:00~17:00)

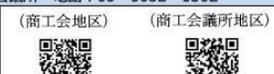
中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。



⑩ 小規模事業者持続化補助金 持続化補助金 検索

問い合わせ先: <商工会の管轄地域で事業を営む方> 全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
<商工会議所の管轄地域で事業を営む方> 日本商工会議所 電話: 03-6632-1502

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。



⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金 IT 導入補助金 検索

問い合わせ先: サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
電話: 0570-666-424

中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。



⑫ 事業承継・引継ぎ補助金 事業承継・引継ぎ補助金 検索

問い合わせ先: 事業承継・引継ぎ補助金事務局
(経営革新事業): 050-3615-9053
(専門家活用事業/廃業・再チャレンジ事業): 050-3615-9043

事業承継・引継ぎを契機とした前向きな投資を促すため、設備投資や販路開拓等の経営革新に係る費用、事業引継ぎ時の専門家活用費用、事業承継・引継ぎに伴う廃業費用等を支援します。



(参考) 最低賃金・賃金引上げに向けた支援策②

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

13 下請適正取引等の推進のためのガイドライン 下請ガイドライン 検索

問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。



14 パートナーシップ構築宣言 パートナーシップ構築宣言 検索

問い合わせ先：<「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765
<「宣言」の提出・掲載について> (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688

下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。



15 官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 官公需基本方針 検索

問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669

「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。



16 官公需情報ポータルサイト 官公需ポータルサイト 検索

問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。



4. 資金繰りに関する支援

17 セーフティネット貸付制度 セーフティネット貸付 検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様が融資を受けることができます。



18 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資） マル経融資 検索

問い合わせ先：事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。



5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

19 建設事業主等に対する助成金 建設事業主等に対する助成金 検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。



20 人材確保等支援助成金 人材確保等支援助成金 検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。



21 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 地域雇用開発助成金 検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。



22 人材開発支援助成金 人材開発支援助成金 検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。



6. 相談窓口・各種ガイドライン

23 よろず支援拠点 よろず支援拠点 検索

問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。



24 下請かけこみ寺 下請かけこみ寺 検索

問い合わせ先：(公財) 全国中小企業振興機関協会
各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。



25 働き方改革推進支援センター 働き方改革 特設サイト 検索

問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター

働き方改革推進支援センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談や同一労働同一賃金に関する相談、長時間労働削減に関する相談など、働き方改革に向け様々な課題を抱えている事業主の皆さまに対して、労務管理の専門家等が無料でアドバイスを行っています。



26 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 ミラサポ plus 検索

問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらい」「使ってもらい」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。



各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム> 厚生労働省について> 所在地案内>
都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧



(参考) キャリアアップ助成金 (社会保険適用時処遇改善コース)

事業主の皆様へ



年収の壁対策として 労働者1人につき**最大50万円**助成します！

○2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。
○労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。
○支給申請の**事務手続きも簡単**になりました。

労働者にとって、
・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
・社会保険に加入することで処遇改善につながる。

事業主の皆様への
人手不足の解消へ！



「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

(1) 手当等支給メニュー

| 要件 | 1人当たり助成額 |
|---|--------------------|
| ① 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当など) | 1年目 20万円 |
| ② 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当など) 3年目以降、③の取組 | 2年目 20万円 |
| ③ 賃金の18%以上を増額 | 3年目 10万円 |

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上乗せして社会保険料の算定対象とします。

(2) 労働時間延長メニュー

| 選所定労働時間の延長 | 賃金の増額 | 1人当たり助成額 |
|----------------|-------|-------------|
| 4時間以上 | — | 30万円 |
| 3時間以上 4時間未満 | 5%以上 | |
| 2時間以上 3時間未満 | 10%以上 | |
| 1時間以上 2時間未満 | 15%以上 | |

※ 助成額は中小企業の場合、大企業の場合は3/4の額。
※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

※令和5年10月1日から令和8年3月31日までの間に新たに社会保険の適用となった労働者が対象です。

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

2024(令和6)年1月31日までに取組を開始する場合

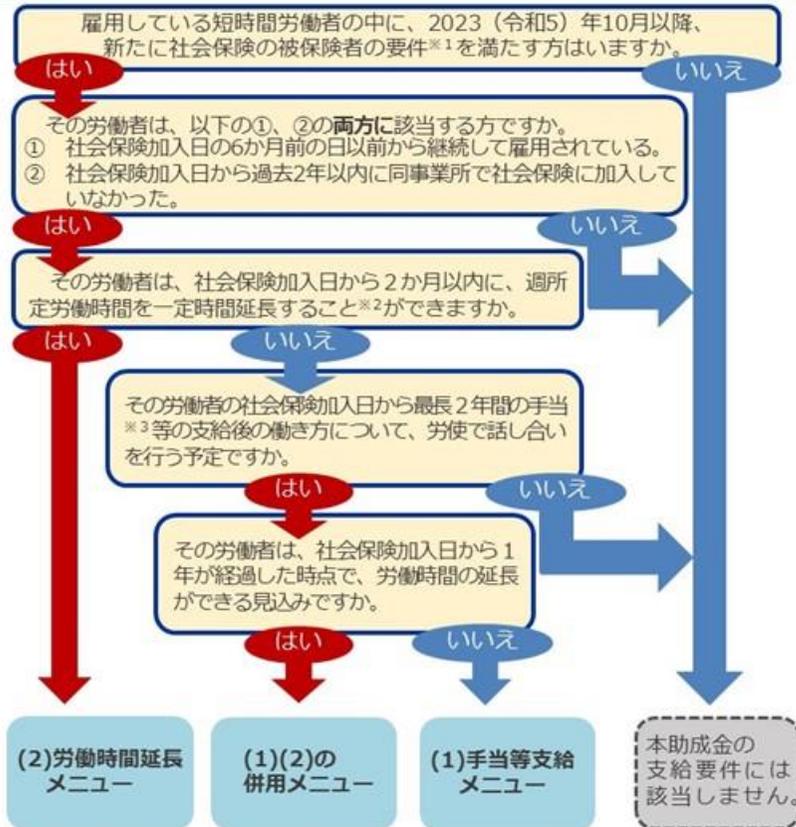
キャリアアップ計画書は2024年1月までに管轄労働局に提出してください

＜申請スケジュールの例＞ ※給与を月末締め、翌月15日払いで支払い、手当等支給メニューを選択した場合

| | R5.10 | R5.11 | R5.12 | R6.1 | R6.2 | R6.3 | R6.4 | R6.5 | R6.6 | R6.7 | R6.8 | R6.9 | R6.10 | R6.11 | R6.12 |
|------------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 社会保険加入 | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ |
| 社会保険適用促進手当 | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ |
| 労働時間延長 | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ |
| キャリアアップ助成金 | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ |

(注) 本助成金の支給を受けるためには、手当の支給等の取組を6か月行うごとに、2か月以内に申請することが必要です。
(※) 2024(令和6)年2月1日以降に手当の支給等の取組を始める場合は、取組を開始する前日までに、キャリアアップ計画を提出してください。

対象となる労働者をチェックしましょう！



- *1 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用のフルタイム従業員の4分の3以上であること。
- *2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- *3 社会保険適用促進手当(標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当)

- キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または管轄のハローワークまでお問合せください。
- 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。最寄りのセンターの連絡先は [働き方改革推進支援センター 無料相談窓口](#)
- 「年収の壁突破・総合相談窓口」(コールセンター)にもご相談いただけます。

0120-030-045

受付時間 平日 9:30~18:15
(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

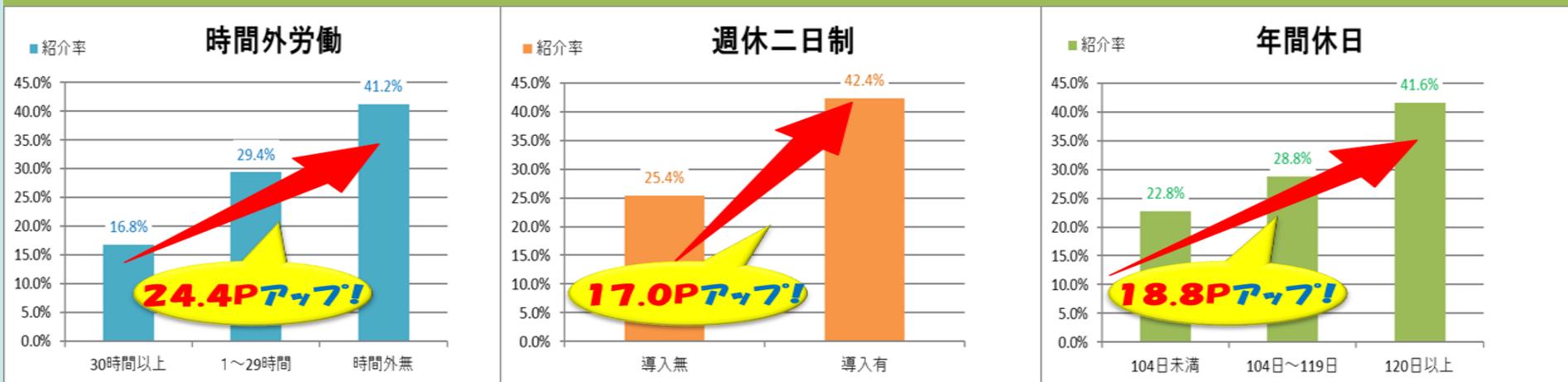


- 1 下請取引適正化及び賃金引上げに係る対応
- 2 賃金引上げに係る支援策及び取組事例
 - ・ 業務改善助成金
 - ・ 働き方改革推進支援助成金適用猶予業種等対応コース
 - ・ キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース
- 3 人材確保の取組事例（建設業）

職場環境などの改善

■ 職場環境などの改善を行った企業

時間外労働が少なくなり休日数が多くなると応募者数は増加します！



※紹介率 = 応募者数 / 新規求人数

※令和4年度に県内ハローワークで受理された正社員求人112,762人

■ 改善を行った企業の取組事例

- ・ 時間外労働の縮減
- ・ 年間休日数の増加
- ・ 有給休暇の取得促進の制度化
(毎月●回の有給休暇の取得促進など)
- ・ 各種認定制度の認定を目標に、
職場環境の改善に向けた取組の実施
⇒ 「ユースエール認定企業」

■ ユースエール認定企業

- ・ 若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定
- ・ 認定マークをハローワークの求人票などに表示して、認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピール
- ・ 県内の認定企業41社（うち建設業関係13社）
(令和5年11月24日現在)



◀ 各認定制度（若者雇用促進総合サイト）

求人票の記載のポイント

ハローワーク求人票

- ・ 求人票は**詳細な内容を記載**していないと、そもそも応募に繋がりにくいのが現状です。
- ・ **職種**や**仕事内容**の欄は、求職者の方が応募先を選定する際、特に重視している項目です。
- ・ **職種**や**仕事内容**の欄は**求職者が仕事内容をイメージできるように**、詳細な内容を記載してください。

【裏面】

【表面】

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| 求人番号 52010-3591 事業所番号 5201-123456-8 受付年月日 令和元年5月18日 紹介期限日 令和元年7月31日 | | 株式会社 ハローワークケア 求人票 (フルタイム) | | 求人番号 52010-3591 事業所番号 5201-123456-8 (2/2) | |
| 就業地住所 東京都千代田区 職業分類 361-01 | | 6 会社の情報 企業情報 従業員数 110人 設立年 昭和58年 就業場所 25人 資本金 3,000万円 (うち女性 13人) | | 7 選考等 採用人数 1人 募集 欠員補充 選考 書類選考 面接 (予定 2回) 筆記試験 その他 書類選考結果通知 面接選考結果通知 書類到着後 1日以内 面接後 7日以内 その他 求職者マイページに連絡 郵送 電話 その他 備考欄 〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇1-X-X 〇〇線△△駅 から 徒歩15分 ロケ紹介状 履歴書 (写真貼付) 職務経歴書 郵送 [その他 自己PR (履歴がない方)] 送付方法 郵送 郵送の送付場所 〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇1-X-X 応募書類の返戻 選考後は返却 に関する特記事項 ワークから電話連絡の上、面接日前までに履歴書、職務経歴書 (又は自己PR)、ハローワーク紹介状を郵送してください。 人事課 人事係長 シモト ハナコ 橋本 花子 電話番号 99-9999-9876 内線 () FAX 99-9999-9870 Eメール XXXXXXX@XXXXXXXXXX.XX.XX | |
| 1 求人事業所 株式会社 ハローワークケア 〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇1-X-X ホームページ http://xxxx/xxxx/xxxx/xx | | 2 仕事内容 職種 介護福祉士 仕事内容 グループホーム (2ユニット: 18人定員) にて、ご利用者様に対する生活支援の介護サービスを提供いたします。 ・生活支援 ・移動、食事、入浴 (2人体制)、排泄などの日常生活の介助 ・介護記録作成 ・週に1回などレクリエーション開催 ・買い物代行や、食材の買出し ・機能訓練 など ※社用車 (普通車1BOX: A.T車) の運転をお願いすることがあります。 | | 3 職種 土木作業員 | |
| 4 仕事内容 土木工事の現場作業に従事します。 | | 5 職種 土木作業員 | | 6 会社の情報 企業情報 従業員数 110人 設立年 昭和58年 就業場所 25人 資本金 3,000万円 (うち女性 13人) | |
| 7 選考等 採用人数 1人 募集 欠員補充 選考 書類選考 面接 (予定 2回) 筆記試験 その他 書類選考結果通知 面接選考結果通知 書類到着後 1日以内 面接後 7日以内 その他 求職者マイページに連絡 郵送 電話 その他 備考欄 〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇1-X-X 〇〇線△△駅 から 徒歩15分 ロケ紹介状 履歴書 (写真貼付) 職務経歴書 郵送 [その他 自己PR (履歴がない方)] 送付方法 郵送 郵送の送付場所 〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇1-X-X 応募書類の返戻 選考後は返却 に関する特記事項 ワークから電話連絡の上、面接日前までに履歴書、職務経歴書 (又は自己PR)、ハローワーク紹介状を郵送してください。 人事課 人事係長 シモト ハナコ 橋本 花子 電話番号 99-9999-9876 内線 () FAX 99-9999-9870 Eメール XXXXXXX@XXXXXXXXXX.XX.XX | | | | | |

より詳細な記入をお願いします！！

求人票の記載のポイント

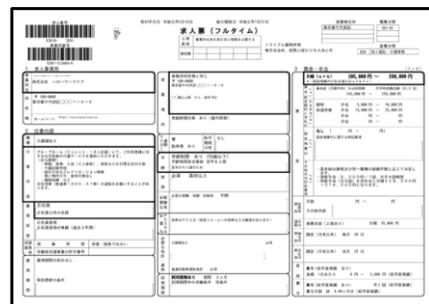
ハローワークインターネットサービス

一覧形式の求人情報

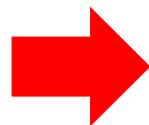
トップページ



求人票



求人検索



求人票を表示



職種 土木作業員

| | | | |
|----------|--|-------|--------------------------------|
| 職種 | 介護福祉士 | 職種 | 土木作業員 |
| 受付年月日 | 令和3年5月18日 | 紹介期間日 | 令和3年7月31日 |
| 求人区分 | フルタイム | 就業時間 | |
| 事業所名 | 株式会社 ハローワークケア | 休日 | その他 週休二日制:その他 年間休日数:108日 |
| 就業地 | 東京都千代田区 | 年齢 | 年齢制限あり 59歳以下 |
| 仕事の内容 | グループホーム(2ユニット:18人定員)にて、ご利用者様に対する生活全般の介護サービスを提供いたします。 (主な業務) | 求人番号 | 52010- 3591 |
| 雇用形態 | 正社員 | 公開範囲 | 事業所名等を含む求人情報を公開する |
| 正社員以外の名称 | | | |
| 賃金(手当) | 月額 20万 | | |
| 仕事の内容 | 土木工事の現場作業に従事します。 【最初の3行を表示】 | | |

求職者が求人情報を検索する時は、まず一覧形式の求人情報が表示され、その中で興味のある求人情報のボタンをクリックしてはじめて「求人票」が閲覧できる仕組みになっています。

一覧形式では、**仕事内容欄は最初の3行しか表示されないため、いかに最初の3行にPR事項や伝えたい事柄を記載するかが重要**です

求人票の記載のポイント

以下のように、詳しく記載をしている企業も増えていきます（記載例は、実際の記載事例を含みます）。

職種欄のチェックポイント

職種欄は、**求職者が最初に目にする項目**なので、**施工管理、土木作業員、配管工など、単に職種名の記載だけでなく、経験・資格の有無（有資格者、未経験者歓迎）や、職位（現場監督、現場管理など）、就業場所も併記するなどして効果的に活用しましょう。**

（例）・・・土木工事の施工管理補助（未経験者歓迎）（新潟市全域）

（例）・・・電気工事（未経験者・無資格者歓迎）（中央区●●）

（例）・・・大工（木造住宅）（新潟市、新発田市）

| | |
|------|---|
| 職種 | 土木作業員 |
| 仕事内容 | 土木工事の現場作業に従事します。 <div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; text-align: center;">より詳細な記入をお願いします！！</div> |

仕事内容欄のチェックポイント

□ 仕事内容

どんな現場が多いか、どんな作業が主体なのかなど、「どこで、なにを、どうするか」を基本に、より具体的に、詳細な記載をお願いします！

⇒主な現場

例) 道路、河川、上下水道、一般住宅、アパート、ビル、工場、学校
もしくは「工事現場は●●が多く、●●は少ない」など

⇒仕事（工事）の特徴・特色

他に、「1日の仕事の流れ」などの記載も、未経験者がイメージし易く効果的です！

例) **戸建て住宅等の現場監督**：注文住宅の新築戸建て、リフォームの施工管理を行います。現在はリフォーム工事の受注が多いです。

例) **土木作業員**：主に道路の側溝工事、アスファルト舗装などを行います。重機（バックホー）を操作しての掘削作業などもあります。

求人票の記載のポイント

仕事内容欄のチェックポイント（続き）

⇒仕事（工事）の特徴・特色（続き）

- 例) **大工**：木造の戸建て住宅、アパートの新築工事、リフォーム工事などの大工工事を行います。
- 例) **配管工（給排水設備工）**：屋内外の配管工事、給排水衛生設備の工事を行います。設計図に基づいて道路から配管を引込み、水栓器具やトイレの便器、給湯器等の器具の取り付けまで行います。
- 例) **電気工事士**：大型商業施設から小規模な店舗まで、様々な建物の新築や改装の現場での電気工事を行います。ケーブルの配線、照明器具やスイッチ、コンセント、業務用エアコンの取り付けなどの作業です。

⇒高所作業の有無

- 例) 工程や工事現場によっては、高所作業を行う場合もあります。

□ 工事現場の範囲（出張がある場合はその頻度）・現場への移動方法

- 例) 作業現場は●●地区が主です。朝、会社に集合して社車で現場に移動します。
年に数回程度●●エリアへの出張あり。
- 例) 月に●回程度、隣県（山形県、福島県）への出張があります。1回当たりの出張期間は●日程度、会社が用意したホテルに宿泊となります。

□ 研修や資格取得補助の内容

未経験者や無資格者が応募可能な場合は是非ご記入ください！

- 例) 未経験の場合は、見習いから丁寧に指導します。初めは補助的な業務からスタートしますが、常に複数人で作業を行い、ベテラン社員も同行しますので、安心して技術を習得できます。
- 例) 未経験の場合は、まずは先輩社員の補助（施工の補助、資材の運搬、現場の清掃など）をしながら、施工の手順や方法を学んでもらいながら育成していきます。

求人票の記載のポイント

仕事内容欄のチェックポイント（続き）

教育体制や資格取得までのサポートなどを具体的に記載ください。
若年者は特に人材育成の内容に関心があります。

□ 研修や資格取得補助の内容（続き）

例) 資格取得にかかる費用の全額補助あり。資格取得に向けた勉強会も社内で定期的に開催します。

例) 資格取得費用を補助します。資格の試験日が休日の場合は、別日に振替休日を取得できます。

□ PR事項

例) 男女問わず活躍しています。シニアの方も活躍しています。

例) 未経験から始めた方でも、入社●年目には〇〇を担当、■年目には□□を担当するなど、活躍している方もいます。経験を積み、技術を見に付け、長期的なキャリアアップが図れます。

□ 職場見学の可否

応募の前に、まずは事業所を見学したいという方も多いです！

⇒職場見学可能な場合は「応募前職場見学が可能ですので、ハローワークを通じてご連絡ください。」などと記載。

The image shows a screenshot of a Japanese job application form (求人票) with a callout box highlighting the 'Special Information for Applicants' section. The callout box contains the following text:

求人に関する特記事項

- 制服：無
- マイカー通勤可：駐車場有（無料）
- ※ 履歴書（写真貼付）・紹介状を郵送ください。（事前連絡要）

The callout box also features a red dashed border and a red arrow pointing to the 'Special Information for Applicants' section of the form.

仕事内容欄に書ききれない情報は、裏面の「求人に関する特記事項」欄に記載してください！
職場の様子や雰囲気などの情報もぜひ記載してください！

求人票の記載のポイント

賃金欄のチェックポイント

その他手当付記事項

(d)

- ・賃金総支給額を目安
- ・基本給の差は経験であること
- ・経験者は賃金面で優遇することを記入

ハローワークの求人票には、基本給や各種手当、月平均の時間外労働などを記載する欄はありますが、額面でどの位の収入が見込めるか、所定の欄では記載する項目はありません。

賃金面を特に重視する 求職者も多いため、求人票賃金欄の「**その他手当付記事項**」欄を活用して、**賃金総支給額**などを記載すると効果的です。

(例) 賃金総額見込 ●円～●円 (各種手当・残業代含む) 年収 ●円～●円 (入社時)
●円～●円 (各種手当・残業代含む) 年収 ●円～●円 (入社5年)

※仕事内容欄にも記載するとより効果的です。

また、経験やスキルなどにより賃金に差がある場合や、経験者を優遇する内容が賃金面である場合は、その旨を記載することも求職者にとって応募しやすくなります。

求人票の記載のポイント

就業時間欄、 休日等欄のチェックポイント

The screenshot shows a job application form with several sections highlighted in red:

- 就業時間欄 (4):** A box around the '就業時間に関する特記事項' (Special notes regarding working hours) field, which contains the text: '変形労働時間制により、(1) 7:00~16:00、(2) 10:00~19:00、(3) 16:00~翌10:00とし、シフト表で決定する。(3)は休憩120分'.
- 休日等欄 (5):** A box around the '休日等' (Days off) field, which contains the text: '週休二日制 その他' and '6ヶ月経過後の年次有給休暇日数 10日'.

就業時間に関する特記事項

補足事項を記入

休日等

日 祝日 その他
週休二日制 その他

補足事項を記入

6ヶ月経過後の年次有給休暇日数 10日

就業時間や**休日等**については、**補足事項**を入力することができます。有効に活用しましょう。

《 就業時間の補足事項の例 》

- ・ 工事現場によっては就業時間が前後することがあります。
- ・ 3月は残業になることが多いです。

《 休日等の補足事項の例 》

- ・ 状況により休日出勤となる可能性があります（振替休日対応）。
- ・ GW休暇、夏期休暇（●日）、年末年始休暇（●日）
- ・ 休日は会社カレンダーによる
- ・ 従業員の▲年度有給休暇取得日数・・・平均■日

求人票の記載方法の相談等

求人票の記載方法の相談

本日説明の項目以外にも、ハローワークの求人票には様々な項目があります。

(例 仕事の内容欄など所定の欄に記載しきれなかった内容や、事業所のPR事項を記載できる「求人に関する特記事項」欄)

求人票の記載方法について、管轄のハローワークまでご相談ください。

ハローワーク新潟 人材確保支援コーナー

ハローワーク新潟には「**人材確保支援コーナー**」を設置し、建設分野などの職種の人材確保を支援しています。

コーナーでは、求人票の記載方法のアドバイスや、事業所を訪問して収集したアピールポイント等を求職者へ提供、また、**求人説明会**を開催しています。

求人説明会では、事業所の方がハローワークに申込みしている**求人の詳細な内容を求職者へ直接PRすることができます。**

詳しくは、人材確保支援コーナーへお問い合わせください。

お問い合わせ先

ハローワーク新潟 人材確保支援コーナー

新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館

電話：025-280-8609 (部門コード41#)

求人説明会は、会場と事業所や工事現場を**オンライン**でつなぎ、求職者に事業所や現場の見学をしてもらうなど、より充実した内容で開催することができます！